

# 仕 様 書

## 1 需給場所

安城市社会福祉会館ほか7施設（以下「対象施設」という。）で、別紙1のとおり。

## 2 仕様

### (1) 電力供給条件（各施設とも）

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧 6,600ボルト
- ウ 計量電圧 6,600ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

#### ア 契約電力

別紙2のとおり。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

#### イ 予定使用電力量

別紙2のとおり。（数値は、平成28年11月～平成29年10月の実績値であり、月別予定使用電力量は、同数とし、入札書に反映すること。）

#### ウ 力率

各施設とも100パーセント（平均）

### (3) 電力供給期間

平成30年4月1日（0:00）から平成31年3月31日（24:00）まで

### (4) 需給地点

需給場所構内に安城市が設置した区分開閉器電源側接続点

### (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

### (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

### (7) 電力量等の計量

- ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計算される値をいう。）及び力率の計量は、各供給場所に設置され

た計量器により行うものとする。

イ 計量日時は、社会福祉法人安城市社会福祉協議会（以下「発注者」という。）と電力供給者（以下「受注者」という。）が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

(8) 電気料金等の算定期間

電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により算定する。

(9) 電気料金は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。ただし、電気事業法で定める経済産業大臣の認可を受けた金額とする。

ア 基本料金

本仕様書に規定する契約電力、契約単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

イ 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については、ウによる。）の料金を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量契約単価}$$

ウ 燃料費調整

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、発注者、受注者協議の上、決定する。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行う。燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般電気事業者に準ずる。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、国の法令（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」）により電気料金として算定された金額に加えるものとする。

(10) 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

### 3 資格

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者の届出を行っている者であること

### 4 提出書類

提出書類は、次に定める様式に必要事項を記入のうえ提出する。

なお、様式第 2 号及び第 3 号について、電子データの送付を希望するものは、申し出ること。

- (1) 見積書（様式第 1 号）
- (2) 内訳書（様式第 2 号）
- (3) 安定供給確約書（様式は任意）

### 5 その他

#### (1) 契約

ア 電気事業者との契約は、発注者の定めた契約書の様式とする。

イ 当該契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について削減又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

#### (2) 使用電力の増減

発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

#### (3) 契約電力の変更

ア 契約電力が 500 kW 以上のものは、契約電力を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、変更するものとする。

イ 契約電力が 500 kW 未満のものは、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値に変更する。

#### (4) 契約金額の変更

受注者の発電費用等の変動により契約金額を改正する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を変更することができる。

#### (5) 支払

受注者は、2（8）により算定された当該月分の料金を適法な請求書により速やかに発注者に請求し、発注者は適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までにこれを受注者に支払うものとする。ただし、発注者、受注者協議の上、これを変更できるものとする。

#### (6) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、当該地域を管轄する一般電気事業者の財産とし、設置工事については、当該地域を管轄する一般電気事業者の負担で設置する。

イ 通信設備等の取付場所は当該地域を管轄する一般電気事業者と協議の上、場所を選定し発注者が提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、当該地域を管轄する一般電気事業者の負担で撤去する。

(7) 自家発電設備

別紙1のとおり

(8) 太陽光発電設備

別紙1のとおり

(9) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者、受注者双方が誠意をもって協議の上解決するものとする。